

府立学校における今後の教育活動等について

令和4年4月5日

大阪府教育庁

1 基本的な考え方について

大阪府における新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置については、3月21日をもって終了することとなったが、依然として市中感染がまん延した状態であり、府専門家からは、今後、花見など多くの人が集まる機会が増加する時期を迎える中、感染再拡大の可能性が高いことが指摘されている。また、医療提供体制のひっ迫については、改善傾向にあるが、病床使用率は未だ高い水準となっている。

このような状況を踏まえ、府立学校においては、毎日の健康観察を行うとともに、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染症対策を実施するとともに、長期休業期間における児童生徒等の感染症対策についても指導を徹底しながら、教育活動を継続する。

2 基本的な感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。特に更衣時等マスクを外す場面においては会話を厳に慎むよう指導を徹底する。

また、下校時等の児童生徒どうしによる飲食については厳に慎むよう指導する。

なお、基本的な感染症対策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」（以下「感染症対策マニュアル」という。）のP.4～20を参照すること。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。児童生徒等については、別添の「けんこうかんさつカード」等を活用し、日々の健康状態を把握するとともに、体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。

また、登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。

教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

(3) 給食・食事時の指導や食堂の利用等

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

(4) 食堂における感染症対策

食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防策を徹底する。

なお、感染予防策の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」のP.34～35を参照すること。とりわけ、以下の点について留意すること。

- ・テーブル上やカウンターでのパーテーションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状態を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

3 長期休業期間における児童生徒等への指導について

今後、春休みや年度替わりの時期を迎え、多くの人が集まる場面が増える中、昨年においても3月中旬から感染が拡大したこと等も踏まえ、児童生徒等の登校時等の機会を捉え、多人数の友人どうしが自

宅や友人の家に集まったり飲食したりするなど集団感染のリスクがある行動を控えるよう指導を徹底する。

4 教育活動上の対応について

(1) 教科活動

教科活動は感染症対策を徹底したうえで実施する。

なお、以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動を実施する場合は、児童生徒等の「接触」「密集」「近距離での活動」「向い合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどの対応をとること。また、できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒等どうしの貸し借りはしないよう指導するとともに、器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）
- ・家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

なお、実技を伴う体育の授業の実施にあたっては、「感染症対策マニュアル」のP. 26～28を参照すること。

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際には、十分な呼吸ができなくなるリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。（「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月28日、文部科学省事務連絡）の4参照）

(3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「児童生徒等が長時間にわたり密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

また、発声を伴う活動を行う場合は、原則マスクを着用し、室内では換気を徹底したうえで、マス

クを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2 m（最低1 m）空けるなど対策を講じること（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）。

また、保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ、例えば、会場内での身体的距離を人と人が接触しない程度の間隔を確保できることなどを目安として、必要に応じて人数を制限する。

なお、令和4年度入学式については、「令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の実施について（通知）」（令和4年1月24日）に基づき実施する。

(4) 府県間の移動や泊を伴う教育活動

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

また、修学旅行等、泊を伴う教育活動については、取消料が発生する概ね21日前をめどに、実施の可否について、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」の内容を踏まえ慎重に判断することとし、実施する場合は、あらかじめ学校所在地の保健所との連携体制を構築するとともに、現地でのアクティビティ、食事、入浴、就寝前等あらゆる場面において「感染症対策マニュアル」のP. 30～31を参照して、感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

部活動は、十分な感染症対策を講じたうえで実施する。

活動する際は、『感染症対策マニュアル「部活動に関する留意事項」P. 31～33』を徹底するとともに、以下の点に留意する。

ア 生徒の健康状態を把握したうえで活動を行うこととし、発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう指導を徹底する。

イ 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動を実施する場合は、特に感染症対策を徹底する。

ウ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。

エ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をするをこと自体控えるよう、特に指導を徹底する。

オ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うとともに、可能な限りマスクを着用するよう指導を徹底すること。

カ 直近の3日間に同一部内で陽性者や濃厚接触者が複数（15%以上）確認された場合は、当該部活動を3日間停止するなど、感染防止対策を徹底すること。

キ その他、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年9月28日、文部科学省事務連絡）の別紙1の内容に留意すること。

(6) 支援学校における具体的な活動場面における対応

「感染症対策マニュアル」のP. 38及び「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」（令和3年5月10日）を参照する。

(7) その他の教育活動における対応

図書館、清掃活動、休み時間、登下校等における対応については、「感染症対策マニュアル」のP. 35～38を参照する。

5 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年7月14日付け教保第1599-2号）の内容等を含め、新型コロナウイルス感染症に関わっての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。（「感染症対策マニュアル」P. 21～22参照）

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「5 児童生徒等に対する学びの保障等について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

支援学校幼稚部においても同様の扱いとなる。幼稚部幼児指導要録には、「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載する。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障等を行うことについて、周知徹底を図ること。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉部局等に通告を行う。

6 児童生徒等に対する学びの保障等について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障等について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障等を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた学びの保障（※）を行う。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施する。

(2) 臨時休業となった際の学びの保障等について

感染症や災害発生時等の非常時においては、児童生徒等の規則正しい生活習慣を維持するとともに、学習に著しい遅れが生じることがないように、オンラインを用いた学びの保障を行うことが重要である。また、児童生徒1人1台端末を活用した、これまで以上に積極的な取組みが求められていること等を踏まえ、非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドラインに基づき、原則として、臨時休業決定後3日めまでにはオンラインを用いた学びの保障（※）を開始する。あわせて、学習内容のさらなる充実や児童生徒等の心理的な支援という観点から、実施に際しては、同時双方向型

学習やオンデマンド動画を積極的に取り入れる。（「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」（令和3年10月5日付け教高第2820号）参照）

（※） オンラインを用いた学びの保障例

（ア） Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援

- ・ 教室で行っている授業を配信
- ・ 登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・ 質問対応
- ・ ホームルームや個別懇談

（イ） Youtube等を用いたオンデマンド型での支援

- ・ 授業を録画して配信
- ・ 課題のポイントを解説した動画の配信

（ウ） Google Classroom等を使った支援

- ・ 課題を送受信
- ・ チャット機能を用いた質問対応

7 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について

オミクロン株の流行状況等を踏まえ、発出された令和4年3月25日付け文部科学省事務連絡「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）」及び令和4年3月17日付け府健康医療部長通知「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」を受け、府立学校の児童生徒等又は教職員において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応については、以下のとおりとする。

（1） 支援学校について

上記校種においては、これまでどおりの対応とし所在地を管轄する保健所と連携し濃厚接触者の特定を進める。

① 濃厚接触者の候補者の特定について

- （ア） 学校所在地を管轄する保健所から、濃厚接触者の定義が示されている場合は、それに従いリスト（※1）を作成する。示されていない場合は、次の事項を参考に判断し、同リストを作成すること。

＜濃厚接触の可能性の判断（大阪府健康医療部HPより）（※2）＞

陽性者の感染可能期間中（※3）に

- ・ 手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスクなしで15分以上会話をした者
- ・ 車内等で長時間（1時間以上）の接触（「会話」や「共有のものを使用」）があった者
- ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をしていた者（例：医療従事者・介護職など）
- ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）
- ・ 患者と同居（生活を共に）していた者

- （イ） 学校が主体的に接触状況等を確認の上、濃厚接触者の候補者を特定し、作成したリストを、学校所在地を管轄する保健所に提出し、共有する。（※4）

- （ウ） 提出した内容を、府立支援学校は支援教育課へ連絡し、臨時休業について協議する。

※1 保健所指定の様式がない場合は、「（様式）陽性者が確認された場合の学校による調査」を使用する。

※2 大阪府健康医療部HP：陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyoku.html>

※3 陽性者が有症状の場合、発症2日前から療養終了日まで。

※4 学校が実施した調査について、学校所在地を管轄する保健所と共有できない場合や、教育活動において陽性者が他者と接触していないと確認できる等、保健所と共有する必要がない場合は支援教育課まで連絡する。

② 保健所と共有し濃厚接触者と特定した児童生徒等の出席停止について

保健所が濃厚接触者と特定した児童生徒等については、オミクロン株陽性者の濃厚接触者として陽性者と接触した翌日から起算して7日間の出席停止として運用する（令和4年1月31日付け教保第2644号「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の変更について（通知）」参照）。感染による療養期間ではない者や濃厚接触者と特定されなかった児童生徒等については、下記「(3) 臨時休業の取扱いについて」により臨時休業を実施する場合を除き、教育活動を継続すること。

(2) 中学校及び高等学校について

上記校種においては、保健所等による学校における濃厚接触者の特定が実施されないこととなったため、教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は不要となる。よって、一定の状況（以下③の場合）を除き、濃厚接触者の候補者を特定するためのリストの作成及び保健所への提出は不要。

ただし、学校における感染拡大を防止するため、感染者等への聞き取りは引き続き実施し、以下の①～③の感染者との接触状況に応じた対応を行うこと

なお、同一世帯（同居）の濃厚接触者の特定は引き続き行われることから、泊を伴う行事等において感染者と同室である場合等には、令和4年3月16日付け（3月22日一部改正）厚生労働省事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」1(1)のとおり同一世帯内の濃厚接触者として特定される場合があることに留意すること。

① 基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者等への対応について

教育活動において、感染者と接触（濃厚接触者の定義〔上記7(1)①(ア)〕に該当する接触）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、感染者と最終接触した日の翌日から5日間の出席停止（教職員においては職務専念義務免除の対象外となるため、在宅勤務等で対応）とすること。併せて、出席停止期間に加えた2日間、計7日間は、感染リスクの高い行動（※5）を行わないよう指導すること。

濃厚接触者ではないため、保健所への候補者リストの提出は不要であり、教育活動への参加以外の外出の自粛については、感染リスクの高い行動を除き、あくまでも協力要請の範囲にとどまる。

出席停止期間（出勤を控えさせる期間）は一律5日とし健康観察の徹底を指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ、受診するよう指導すること。

なお、出席停止期間の解除を確認するために検査を行う必要はない。

② 学校で感染者と感染可能期間中に接触し、濃厚接触者の定義に該当する者への対応について（上記7(2)①を除く）

教育活動において、感染者と接触（濃厚接触者の定義〔上記7(1)①(ア)〕に該当する接触）があった者に対しては、出席停止とする（出勤を控えさせる）必要はないが、感染者と最終接触した日の翌日から7日間は、感染リスクの高い行動を行わないよう指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ、受診するよう指導すること。

濃厚接触者ではないため、保健所への候補者リストの提出は不要。

- ③ 泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった者への対応について
(同一世帯内の濃厚接触者と同条件に該当する者への対応について)

上記 7 (1) ①②同様に濃厚接触者の候補者リストを作成するとともに、学校所在地を管轄する保健所に提出し共有する。併せて濃厚接触者に該当する生徒に対しては、濃厚接触者として出席停止とする。

なお、濃厚接触者については、社会機能維持者にかかわらず、抗原定性検査キット（※ 6）にて 4 日目及び 5 日目に陰性が確認できれば、5 日目の陰性確認後に待機解除が可能となる。ただし、7 日目までは、感染リスクの高い行動を行わないよう指導するとともに、発熱等の風邪症状が確認された場合は、医療機関へ連絡のうえ、受診するよう指導すること。また、保健所への待機解除に係る確認は不要。

※ 5 【感染リスクの高い行動例】

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加

なお、上記は、個人の行動を示すものであり、別紙で示されている、上記 4 (1) 「感染リスクの高い学習活動」や上記 4 (3) 「感染リスクの高い活動」とは別であることに留意すること。

※ 6 抗原定性検査キットは薬事承認されたものとする。

(注) (1) (2) とともに、教育活動外の個人的な接触については、確認する必要はないが、把握した場合は上記と同様に適切にご対応ください。個人的な接触への対応については、より一層個人情報への取扱いにご留意願います。

(3) 臨時休業の取扱いについて

○ 教育庁との協議において、次の場合に臨時休業を実施する。

- ・ 直近 3 日間の陽性者又は濃厚接触者（※ 7）が学級において複数（15%以上）確認された場合は、原則 3 日間の学級閉鎖とする。
- ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則 3 日間の学年閉鎖とする。
- ・ 複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則 3 日間の学校全体の臨時休業とする。

(注) 学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合がある。学校全体の臨時休業についても同様。

※ 7 ここでいう濃厚接触者は、保健所等により濃厚接触者として特定された者（上記 7 (2) ③を含む）を指す。

(4) 臨時休業期間における教職員の服務について

臨時休業期間において、新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため、校長・准校長が教職員に対し、自宅での待機を命じた場合、当該教職員の服務については、職務に専念する義務の免除とする。この他、教職員の服務の取扱いについては令和 3 年 6 月 3 日付け教職企第 1398 号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」を参照する。

(5) 教職員等が濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間について

教職員等が濃厚接触者と特定された場合の自宅待機期間については、令和 4 年 1 月 30 日付け府健康医療部長通知を踏まえ、7 日間自宅待機とする。なお、濃厚接触者となった教職員等がやむを得ず出勤しなければならない場合は、別途通知する取扱いに従い検査実施等の条件を満たすことにより自宅待機期間を短縮することができる。

(6) 臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障等については、上記 5 (2) を参照する。

(7) 陽性者を確認した場合の報告について

陽性者を確認した日に、別添の様式〔陽性者情報報告書〕を活用し、文書提出システム（※8）にて提出すること。また、府立中学校及び府立高等学校は保健体育課まで、電話にて連絡すること。府立支援学校は支援教育課の指示を仰ぐこと。

なお、土、日、祝日に確認された、臨時休業等に係らない陽性者及び濃厚接触者の報告（上記7(3)に当てはまらない状況の場合）については、次の勤務日に速やかに、ご連絡いただきますようお願いいたします。

※8 【感染症関連】文書提出システムによるデータ送信

<http://g218230.lan.pref.osaka.jp:28812/>

ファイル名： 学校番号_学校名_陽性者情報

例）東淀川高校の場合、「101_東淀川_陽性者情報」

(8) 陽性者又は濃厚接触者が学級において複数（15%以上）確認された場合等の報告について

上記7(3)に当てはまる状況となった場合（当てはまらなと断定できない場合を含む）は、府立中学校及び府立高等学校は、別添の様式〔休業情報申請書〕を、速やかに、保健体育課までメール添付にて提出するとともに、電話連絡にて臨時休業措置について協議を行うこと。

なお、土、日、祝日に、メール添付にて様式を提出できない場合は、まずは電話にて報告し臨時休業措置について協議を行うこと。

また、府立支援学校においては、速やかに、支援教育課に状況を報告し臨時休業措置について協議を行うとともに、決定した臨時休業措置状況について、別添の様式〔休業情報申請書〕を、保健体育課までメール添付にて提出すること。土、日、祝日に、決定した臨時休業措置状況について、メール添付にて様式を提出できない場合は、次の勤務日の10時までに提出すること。

8 参考資料等

【教育活動等全般について】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

（令和2年12月25日付け 教保第2197号）

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

（令和3年5月10日付け 教支第1260号）

【授業や学校行事等について】

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

（令和2年12月10日付け 教高第3162号）

「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」

（令和2年12月3日付け 教高第2271-2号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年9月28日付け 事務連絡（文部科学省））

「令和3年度卒業式及び令和4年度入学式の実施について」

（令和4年1月24日付け 教高第3791号）

【部活動等について】

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

（令和3年1月8日付け 教保第2310号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等の終了を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年9月28日付け 事務連絡（文部科学省））

【児童生徒等の心のケア等について】

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」
(令和3年7月14日付け 教保第1599-2)

【児童生徒等に対する学びの保障等について】

「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」
(令和3年10月5日付け 教高第2820号)

【児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の対応について】

「『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について」の更新
(令和4年1月31日付け 事務連絡(文部科学省))

「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について(更新)」(令和4年3月25日付け 事務連絡(文部科学省))

「オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化について」

- ・ 別添1「オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化」
- ・ 別添2「新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の濃厚接触者の取扱いについて」
- ・ 別添3「事業者の皆様へ ～感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて～」
(令和4年1月18日付け 感企第4200号)

「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月17日付け 感企第5016号)

「(様式)陽性者が確認された場合の学校による調査」・「府立学校における臨時休業の取扱い」
(保健体育課)

「陽性者と濃厚接触の可能性がある場合の対応について」

健康医療部HP：<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinokoujigyou.html>

「事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について」

健康医療部HP：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou10niti.html>

「[COVID-19]児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について(通知)」
(令和3年2月24日付け 教保第1480-2号)

「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について」

(令和3年6月3日付け 教職企第1398号)

「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の変更について(通知)」

(令和4年1月31日付け 教保第2644号)